令和８年１０月２８日　熊本地方裁判所刑事部宣告

令和８年（わ）第２９３号　嘱託殺人被告事件

判　　決

主　　文

被告人を拘禁刑３年に処する。

未決勾留日数中４０日をその刑に算入する。

この裁判が確定した日から５年間その刑の執行を猶予する。

理　　由

（罪となるべき事実）

被告人は、令和８年６月２９日頃、熊本県菊池市（住所省略）被告人方において、内妻であるＡ（当時７５歳）に対し、その嘱託を受け、殺意をもって、その頸部をロープで絞め付け、よって、その頃、同所において、同人を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害したものである。

（量刑の理由の要旨）

被告人は、被害者と長年内縁関係にあった。被害者はスナックを営んでおり、膝の痛みや頭痛等があったが、入院等するとスナックを続けられなくなるなどとして病院へ行かなくなった。その後、被害者は体調不良が深刻化し、本件犯行の約１か月前から、被告人に対し、頻繁に希死念慮を口にするようになり、首を切って死にたいなどと言った。被告人は、遺体の損傷がひどくならないように、それならロープで首をつった方がいいなどと言って、自身が後を追うためのものも合わせて２本のロープを準備した。その後、被害者はそのロープを用いて自身で首を絞めようとしたが、うまくできず、被告人に対し、自身の首を絞めて殺害するよう依頼し、被告人は、被害者の首を全力で絞め続け、本件犯行に及んでいる。

被害者の希死念慮は強固であり、被告人は、被害者の希望に沿おうとして本件犯行に至ったものではある。しかし、従前、被告人が通院を勧めても被害者が拒否し

ていたといった事情があったとしても、被告人が周囲に全く相談せず、医療や公的機関の支援を求めることもないまま、被害者の命を奪うという重大な結果を伴う選択をしてしまったことには、非難を加えざるを得ない。

被告人の刑事責任は決して軽視できるものではない。

他方で、被告人が事実を認めて後悔の弁を述べていること、前科前歴がないこと、本件犯行後、約１週間被害者に添い寝するなどしていた後とはいえ、被害者の死を警察に通報するよう近所の住民に手紙を出したことなどの事情も踏まえ、主文のとおりの執行猶予付き拘禁刑に処するのが相当と判断した。

（求刑－拘禁刑３年）

令和８年１０月２８日

熊本地方裁判所刑事部

裁判官　　田　原　綾　子